

第523回鳥取地方最低賃金審議会

1 日 時 令和2年9月17日（木）15時00分～15時50分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 岩井委員、植木委員、佐藤委員、中野委員、西村委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、長屋委員、林委員、山崎委員

使用者代表委員 徳田委員、花原委員、平木委員、宮城委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 石田労働局長、高橋労働基準部長、樽見監督課長

久保田賃金室長、西村賃金室長補佐

堀労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る専門部会報告について

(2) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(3) 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

(4) 意見聴取について

(5) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について

(6) その他

ア 今後の日程について

イ その他

5 資料目次

(1) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の必要性の有無にかかる専門部会報告（写）

- (2) 令和2年度特定（産業別）最低賃金の改正審議に資するための意見収集実施要領（案）
- (3) 令和2年度特定（産業別）最低賃金の改正審議に資するための意見収集実施要領（発注者あてアンケート）（案）
- (4) 令和2年度答申日別最短効力発生予定日一覧表

6 議事内容

○西村賃金室長補佐 ただいまから第523回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。審議に入ります前に、本審議会の成立について確認いたします。

本日、全委員に出席していただいておりますので、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

また、本日の審議会は、公開の取扱いですので、9月7日から9月14日までの間、公示により傍聴希望者の募集を行いましたが、傍聴の希望はありませんでした。

それでは、今後の審議会の進行を岩井会長にお願いいたします。

○岩井会長 それでは次第に従って議事を進めていきたいと思っております。

議事の最初、特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無に係る専門部会報告についてですが、事務局からの説明をお願いいたします。

○西村賃金室長補佐 本年7月28日に開催しました第521回鳥取地方最低賃金審議会におきまして、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会会長あてに諮問を行いました。

この諮問を受けて、特定最低賃金の改正決定の必要性を審議するため、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会が設置されました。

専門部会は本日、9月17日に開催、改正決定の必要性について審議がなされ、専門部会報告が取りまとめられました。以上、報告させていただきます。

○岩井会長 ありがとうございます。

それでは、専門部会報告を受けたいと思っております。

西村部会長から、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の報告をお願いいたします。

○西村部会長 西村でございます。それでは、報告させていただきます。資料の1ページを御覧ください。部会報告を読み上げさせていただきます。

令和2年9月17日、鳥取地方最低賃金審議会会長、岩井和由殿。鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、西村教子。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。

当専門部会は、令和2年7月28日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

以下省略させていただきます。

3ページには、その審議の経過について報告をさせていただいております。以上です。

よろしく願いいたします。

○岩井会長 今、部会長から報告をいただきました。

次第の2、この特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について、審議するに当たり、特に留意する点等ございましたら、事務局から説明をお願いいたします。

○久保田賃金室長 賃金室長の久保田でございます。留意点等について御説明をさせていただきます。

特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより決定されるものでございますので、特に労働協約ケースにつきましては、決定される最低賃金の水準も関係労使が合意した協約額が基礎となります。

複数の金額の異なる労働協約によって申出がなされたときには、その中の最も低い協約の賃金額が共通の協約額となり、その額を超えて特定最低賃金を決定することは当該協約を無効にすることとなり、このことは協約を締結した関係労使の、少なくとも使用者側の意向に反するものと考えられるものでございます。

したがって、関係労使が合意した共通の協約額、すなわち最下限の協約額が金額審議における事実上の上限となるものとされております。

また、特定最低賃金は関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという性格か

ら、必要性の有無の審議におきましては、全会一致の議決に至るよう努力するものとされており、全会一致の議決にならない場合は、金額審議には進まないという運用がされております。

これらのことを踏まえまして、御審議の方をお願いしたいと思います。以上でございます。

○岩井会長 留意点につきまして、今、説明を受けましたが、それでは電子部品等製造業特定最低賃金の必要性の有無について、専門部会報告を基に審議を行いたいと思います。

まず、それでは必要性の有無につきまして、労働者代表からの意見をお願いしたいと思います。

○河村委員 それでは、労働者代表委員の河村より御説明させていただきます。

まず、鳥取県における当該電機産業の適用労働者が、今年度は7,672人ということに對しまして、私どもとして申出を行った人数、労働協約ケースですが、その人数が2,725人ということで、おおむね3分の1、35.5%ということになっております。

ちなみに、昨年は34%ということで、若干上昇をしているというのが現状です。

そういった法にのっとり、申出をさせていただいたということがまず1点でございます。

それと、直近の状況から労働者を取り巻く環境でいきますと、消費税の増税や物価の上昇ということも加味しながら、我々労働者委員としては検討していく必要があるということで、労働者への影響を考慮する必要があるという観点が一つ。

そうしながらも、直近では新型コロナウイルスによる各社への影響、これは電機産業だけではないですけれども、当然電機産業も大きな影響を受けているというのは事実でございます。

特に県内の企業、電機産業においては、自動車関連事業を中心に、大きな影響を受けているというのが実態でございます。

そういった状況も考えながら、我々としましては、事務局から提示をされた資料を十分検討しながら、鳥取県における電機産業のそういったコロナ禍の現状も踏まえつつ、鳥取県の電機産業の将来性、あるいは地域別最低賃金に対する位置付け、そういったことも総合的に考え、建設的な議論をしたいということで申出をさせていただいております。

その結果、専門部会では全会一致で必要性ありという結論に至ったということでございます。以上です。

○岩井会長 それでは、今度は使用者側の委員からの意見をお願いしたいと思います。

○宮城委員 使用者側委員の宮城です。

今回の特定最低賃金の審議につきましては、当然のことながら県の最低賃金、これの影響もあると思っております。

労働者側が言われたように、申出書、これは関係業種の従業員の3分の1を超える申出があったということです、それは十分尊重したいということで、結論的には金額の審議の必要性ありということで回答させていただきました。

ただし、申出書で3分の1以上の適用労働者が申し出ているわけですが、この労働者数は、労働協約の適用労働者数の2,725人であり、全体のこの業種の労働者7,672人いらっしゃる中から差引きすると4,900人強の方々の賃金は不明なままであり、それを踏まえた上で審議は行われなければいけないだろうと思っております。

必要性の審議については、必要性ありという回答をさせていただきましたけれども、専門部会でも申し上げたとおり、必要性ありイコール引上げということではございません。

当然のことながら今年の中央最低賃金審議会の審議におきまして、目安が示されなかったことは、実質上凍結であると使用者側は判断しております。

審議には応じますけれども、イコール引上げの改正審議ではないと思っておりますので、そのことを申し添えたいと思います。以上です。

○岩井会長 ありがとうございます。

今、河村委員と宮城委員からそれぞれ意見がありました、ほかの委員の方で補充する意見等ございましたら、御発言をお願いしたいですが、いかがでしょう。

公益委員の方の意見もお聞きしておきたいと思いますが、どうですか。

○中野委員 公益委員の中野です。今、労働者側委員の方と使用者側委員の方の意見を聞いて、法律にのっとっての審議ということで、必要性ありという具合に判断されたのかなと思いますので、労使のイニシアティブを尊重していただいて審議していただきたいと思っております。以上です。

○岩井会長 必要性ありということで公益委員の方の意見もありますので、当審議会としては、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、先ほど西村部会長からの報告、資料1ページにあります、部会報告のとおり必要性ありということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、全会一致で専門部会報告のとおり答申することといたします。

事務局に伺いますが、答申文の用意に時間がどの程度必要でしょうか。

○西村賃金室長補佐 10分程度いただけたらと思います。

○岩井会長 では、10分間休会したいと思います。

〔休 会〕

○岩井会長 皆さんに答申文（案）が配付されたようなので、審議を再開したいと思います。

それでは事務局は、答申文（案）の読上げをお願いいたします。

○久保田賃金室長 読み上げいたします。

令和2年9月17日、鳥取労働局長、石田聡殿。鳥取地方最低賃金審議会会長、岩井和由。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。

当審議会は、令和2年7月28日付をもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。以上でございます。

○岩井会長 ありがとうございます。

この答申の案のとおりに答申してもよろしいでしょうか。

よろしいですね。それでは、労働局長に答申文をお渡しします。

〔会長から局長へ答申文を手交〕

○岩井会長 答申文をお渡しいたしましたので、次第の3、特定（産業別）最低賃金の改正決定についての事務局より説明をお願いいたします。

○西村賃金室長補佐 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、審議会会長から鳥取労働局長へ、改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、これより鳥取労働局長から審議会会長に特定最低賃金に係る調査審議の諮問をさせていただきます。

〔局長から会長へ諮問文を手交〕

○石田局長 では、諮問文を読み上げさせていただきます。

鳥労発基0917第1号、令和2年9月17日。

鳥取地方最低賃金審議会会長、岩井和由殿。鳥取労働局長、石田聡。

最低賃金の改正決定について（諮問）。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第2号）。

○岩井会長 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械製造業最低賃金の改正決定の諮問をお受けいたします。

これにつきましては、専門部会において金額審議をお願いしたいと思います。

続きまして、意見聴取ですね。

最低賃金審議会令第6条第5項の適用につきまして、事務局からの説明をお願いします。

○西村賃金室長補佐 最低賃金決定要覧161ページ、最低賃金審議会令第6条第5項を御覧ください。

第6条第5項では、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、とあります。

例年、特定最低賃金の改正決定の審議につきましては、この第6条第5項を適用しまして、専門部会が全会一致で決議した場合は、その決定をもって本審議会の決議としていくところであります。

つきましては、本年の審議会令第6条第5項の規定の適用につきまして、御審議をお願いいたします。

併せて、発効日について御確認をお願いします。審議会令第6条第5項が適用された場合、発効日についても、部会の決定が審議会の決議となりますが、これまでも、審議会におきまして改正される特定最賃の効力発生日について、御確認いただいています。

効力の発生に関しては、官報公示して、官報公示の日から30日後に法的に効力が発生する、法定日発効と、官報公示の日から30日を経過した日以降の指定する日から効力を発生させる、指定日発効がありますが、鳥取県においては、平成22年以降、最短の発効となる法定日発効を行っています。

専門部会で全会一致となり、審議会令第6条第5項を適用した場合の発効日について、取扱いの確認をお願いします。

○岩井会長 今、事務局からの説明がございましたが、専門部会における改正決定の審議につきまして、例年どおり、最低賃金審議会令第6条5項の規定を適用することとし、発効日につきましては、法定どおりとする取扱いにしたいと思っておりますが、委員の皆さん、御意見はございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

特に意見がないということですので、専門部会における改正決定の審議につきましては、最低賃金審議会令第6条5項の規定を適用することといたします。

これによりまして、発効日につきましては、官報公示の日から30日を経過して法的に発効する法定日発効といたします。

専門部会報告に法定日発効であることを明記していただきたいと思っております。

次の議事、これにつきましても事務局からの説明をお願いしたいと思っております。

○西村賃金室長補佐 特定最低賃金の改正諮問を受けまして、最低賃金決定要覧の146ページ、最低賃金法第25条第5項の規定によりまして、関係労使から意見を聴くこととなります。

具体的には、165ページの最低賃金法施行規則第11条に規定されています。

第1項では意見書の提出について公示を、そして第2項で意見書の提出以外の方法で関係労使から意見を聴くこととされています。

意見書提出の公示は、本日から10月7日まで行うこととし、提出されました意見書は専門部会で報告いたします。

意見書の提出以外の方法として、例年、関係使用者とその使用する労働者に対して、改正に関する意見のアンケートを実施しております。

詳細につきましては、賃金室長より説明いたします。

○久保田賃金室長 意見聴取に係るアンケートにつきまして、御説明します。

昨年と同様に、使用者、労働者、および発注者に対するアンケートを実施したいと考えています。

資料5ページに実施要領、7ページ以降に様式を掲載しています。昨年から修正した部分を赤字で記載しています。

御覧いただいたとおり、地域最賃のアンケートにも項目を入れました、コロナウィルス感染症の影響に係る項目を追加しておりますが、そのほかの内容、対象数等は昨年と同様にしております。

アンケートに係る説明は以上でございます。

○岩井会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対する質問等、確認ございますでしょうか。

○河村委員 すみません、河村です。

1点確認をさせていただきます。5ページ目のところに、今回の意見収集の内容がありますが、この中で、赤字で有効回答であった事業場から46社選定する際、事業場の業種、規模及び地域的なバランスも考慮して選定するというので記載をされていますが、私の認識では、比較的小さい事業場を抽出をしていたような記憶があるんですけども、これはこの記載でというか、事業場の規模のバランスとしても大きいところからも抽出をするというような認識でよろしかったでしょうか。その確認です。

○久保田賃金室長 基礎調査でもともと99人以下の事業場を対象として選定をしておりその中から、今おっしゃられたようなバランス、地域的なものも規模的なことも考慮しながら選定いたします。

○河村委員 分かりました。

○岩井会長 よろしいですか。

ほかの委員の方、特に御意見はございますか。平木委員、ございますか。

○平木委員 すみません。今の話で、何で46社なのでしょう。

対象事業所が例えば何百社かあって、そのうちの何%だから46。その46と出してこられた根拠は何でしょう。

○久保田賃金室長 今年度の最低賃金に関する基礎調査のそもそも対象となって回答いただいた中で、対象外などもございまして、有効回答であったものから46社です。

○岩井会長 事務局、補充ございますか。

○松村給付調査官 基礎調査の対象事業場数は、今年大幅に変わっておりまして、昨年までは電機の99人以下の調査の回答数が大体40件前後だったものですから、その全数で40件ぐらいをアンケート調査対象と理解しております。

今年につきましては、対象事業場数は、基礎調査の結果として電機全体の回答数が90数件で返っておいりましたので、昨年と同様の数を確保するという意味で、半分程度の件数を選定しました結果46件になっております。

○田中委員 アンケート対象として、具体的に数字を書かずに2分の1程度といった記載の方が適正になるんじゃないでしょうか。

○松村給付調査官 先ほど説明いたしましたように、今までは、基礎調査を行った中の9

9人以下の事業場で御回答いただいたところ全部に調査していましたが、それが大体例年、有効回答が40前後でした。

今年につきましては、調査対象の変更がかなりあったものですから、返ってきた回答が90数社あり、昨年と同じような件数になるように、およそ2分の1の46を書かせていただいたものです。

そこについては検討させていただきたいと思います。

○高橋労働基準部長 基準部長、高橋です。

田中委員、皆様いろいろ御意見をありがとうございました。

事務局としましては、これまでどおりの件数ということで、46件という数字を書かせていただきました。

昨年、一昨年を見ていて、なかなか回答していただけない事業主の方もいて、事務局としてはアンケートの目標数を掲げまして、そういった意味でもこの46件という数字を上げさせていただきましたが、ただ、田中委員からも御指摘がありましたとおり、特段こういうその件数まで書く必要性はなくて、収集した件数につきましてはその都度専門部会で皆様方には御連絡をしておりますので、今の意見を踏まえまして、46社という部分を少し変更させていただいてもよろしいでしょうか。

○岩井会長 いかがですか。

○河村委員 御説明ありがとうございました。

関連ですけれども、基礎調査の調査対象が今回は大幅に変更になったということで、昨年のデータと比較できなくなる可能性がありますので、その辺りもう少し詳しく教えていただけませんか。

○松村給付調査官 統計調査の制度の問題と、それから各局で行っている調査件数の問題を本省の方で整理をされまして、調査対象件数を本省の方で全部指示するという形に変わったものです。

各局の例えば特定最低賃金が3つあるところ、4つあるところあろうかと思います。

それらは、この業種を調査対象に入れてくださいと本省に、報告しました。

本省では、報告のあった業種を含めて、各局であまりたくさんの調査とならないように業種の区分を大きくくりにして、調査指示がありました。

今までは、鳥取局の場合は鳥取県の業種の中で調査する対象業種毎に、9人以下、29人以下、製造業については99人以下というような形の3分類に分けて、それぞれの区

分で調査していたものから、業種のくくりを少なくして、調査件数が示されましたので、その件数に応じて選定しています。

今回の調査結果では、電機に関するところの調査対象事業場から、92件の有効回答がありました。

○田中委員 結論として、そのデータはこの審議に有効に使えるんですか。

○高橋労働基準部長 この基礎調査ではデータは本省の方でいわゆる復元率という数学的なものを掛けて、統計的に精度を確保した上でやっています。

今問題になっているのは、このアンケート調査でございますが、先ほど職員の方から説明があったとおり、産業別で電機となっている90数件の有効回答事業所の中から、事務局としては、調査票を精査し、調査票から読み取れない場合にはお電話などもして確認しながら対象を適正に選定をしておりますので、昨年との連続性が取れるのではないかと思っています。

そういったことで御了解いただければと思いますが、いかがでしょう。

○岩井会長 河村委員。

○河村委員 おおよそ分かりました。

鳥取県の今年度の適用事業者数は175社ですよね。その中の92から有効回答があったということでもいいんですか。半数以上になりますけど。

○田中委員 92社が100人未満でしょ。

○河村委員 すみません。何を懸念しているかということ、適用事業者数が175あって、今年に限って回答のところは92に増えたということになったときに、本当にそこは175の適用事業所なのかという単純な疑問が出てくるので、その精査が本当にされているのでしょうか。

○松村給付調査官 175という数字は、これは県内の特定最低賃金に該当する100人以上も含んだ全事業場の数です。

○河村委員 分かります。

○平木委員 それは分かる。分かります。

○河村委員 ですから、対象が175あるわけですよね。

全数アンケートを取れば、175社が対象になるわけですよね。

ただ、ここでは99人以下の事業所が対象になるので、そこで数が減るのは分かるんです。

ただ、それが先ほど言われた92社と言われたので、それは本当に半数以上になりますけど、その175社の適用事業所の中から92社が選ばれているというか、回答があったということによろしいんですよねという確認です。

私の方で懸念しているのは、この今回の特定最低賃金に適用されている労働者のデータとして上がってくるかどうか気になっているんです。

○松村給付調査官 175っていうのは、あくまでこれは私どもの方で事業場を整理した段階で、電気機械器具製造業の最低賃金に該当しているというのがきちんと確認できている事業場数の100人以上も含めた数です。

それで、基礎調査の基になっている事業所調査というのは、これは厚労省のデータじゃないものですから、そちらの方今度は産業分類で、電気機械器具製造業という中での分類の調査になってきます。

ですから、全部が全部は重なっていない部分もあると思います。

それで、今年はこの基礎調査の中のデータとしては、電気機械器具製造業として当たっている産業分類についての、131事業場に調査票を出して、その中から92件答えが返ってきましたということです。

○河村委員 その131は175の内数ですか。

○松村給付調査官 ほとんど内数だと思いますけども、そこが確実に重なっているかどうかは分からないところもございます。

○宮城委員 だから、それを電話で確認して、合っているかどうかというのをそれぞれ確認すると、さっきおっしゃったのはそのことだろうと思ったんですけどね。

○高橋労働基準部長 各調査それぞれ母集団が違います。

河村委員がおっしゃったように事業所が全てそれに入っているかというのは、我々自身も分からないものですから、アンケートを出す中でそれに該当するか、それぞれ確認しながら、ちょっとおかしいなというような事業所については、電話確認もしながら確認をして、対象事業所だということでアンケートをしております。

○宮城委員 そもそも論で、この中に書いてある社数と人数がありますよね。それで本当はしてほしいんですよね、我々は。そうしないと特定最低賃金の審議ができないじゃないですか、本来から言えば。

それを別の、縦割りじゃないですけども、産業分類でこういうふうな形でしなさいと言われても、何か違和感があるのはその辺でしょう。だから、中央省庁の方を縦割りをや

めて、これからそうなるかもしれません。

だから、そうじゃないんですか、その辺がちょっと違和感を感じておられると思います。

○高橋労働基準部長 おっしゃるとおりです。

今回本省の方で基礎調査のやり方を変えるときにも、各局から同じ意見はありました。母集団が統一されてしまっただけでは、それぞれの局で特定最低賃金が業種がいろいろ異なりますものから、それに対応できなくなるのではないかという懸念はもちろん報告しました。

事務局としましては、対象事業所になることを確認しながらアンケート調査を進めていきたいと思っておりますので、御理解していただければと思います。

○田中委員 こだわるんですけど、5ページのこの赤の辺ですけども、これを見る限り175社からの中から46社以上を選定してやりますよというように読めるんですけど、そう読めませんか。

○高橋労働基準部長 分かりました。今出た御意見を踏まえた上で、この要領は変えさせていただきます、また皆様方に郵送でも御連絡したいと思います。

今回この鳥取の百七十数社の事業所であるように確認をしながら、最大限努めていきたいと思っておりますので、どうか御理解をお願いします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○河村委員 最後に一言。よろしくをお願いします。（「はい」と呼ぶ者あり）

我々の申出の根拠になっているのは、175社、七千幾らという、ここが全ての出発点なわけですよ。

それと全く違う基準で違う基準を持ったものが出されても、審議のしようがない。

そこの重みというのは、もう少し考えていただく必要があるのではないかと思います。今後、よろしくをお願いします。

○岩井会長 よろしいでしょうか。先ほど部長が言われましたような形で、また要綱につきましてはまた連絡があるということで。

○西村部会長 一つだけ質問していいですか。すみません、一つだけ。

それで、結局、有効回答46を目指すのか、46外すのか分からないですけど、この中に申出をした事業所も入るんですよ。175社あって、九十何社の中にそれが含まれているから、そこから46とか引っ張っちゃったら申出している事業所も当然入りますよね。

○松村給付調査官 含まれる可能性はございますけれども、そのところの精査はしておりません。

申出をいただいているのは、今の資料の方にありますように、労働組合等があって労働協約を結んでいるところの事業所が十何社ありましたよね。その事業所のところも当然対象になっておれば調査をしておりますけれども、これはただ先ほど言いましたように基礎調査ですので、基礎調査はもともとは99人以下の事業所ですから、労働協約を結んでいらっしゃるところで主に100人以上のところが多分多いと思われまので、そのところが重なっているところもあるかもしれませんが、そのところは精査をしております。

そのところで外すとか入れるとかいう操作は一切しておりません。先ほどおっしゃったように、これはあくまでも基礎調査の中から事業場を利用して、ここにありますアンケート調査をして、使用者なり労働者からの意見をお伺いするというものですので、46事業場から全部出てこないから、例えばなかったらデータがそろわないじゃなくて、46お願いをして40出てきたら40の意見がありますよというふうに御理解をいただきたいと思えます。

○岩井会長 よろしいですか。

○平木委員 一つ聞かせてください。

我々今回の専門部会の対象の人数について改めて聞きたいんですけど、例えば手作業によりまたは手工具もしくは云々かんぬんは除外するというのがありますよね。

例えば、河村さんところが出しておられる組合員さんも、この除外される人は数の中から外しておられますか。

○河村委員 外しています。

○平木委員 すごく難しいんですよ、これ曖昧で。

何十人、100人おられる会社の中で、掃除している人は外しなさい、それから生産ラインにおる人は対象だけど、図面を書いとる人とか手工具でしている人は別だよというふうで換算するとすごく難しいところもある。

○松村給付調査官 すみません。

電気機械器具製造業の製造の事業場という考え方は、その事業場そのものが電気機械器具製造業に当たるかどうかということを考えますので、その事業場の中に事務員さんもいらっしゃる、清掃の方もいらっしゃる、それから梱包の方もいらっしゃる、いろん

な職種があるかと思いますが、その事業場自体が電気機械器具製造業ですとなつたら、清掃の方も事務の方も全部電気機械器具製造業に該当します。

だから、一つの事業所の中で事務だから地域別最低賃金で、それ以外の方は電気機械器具の特定最低賃金でという取扱い等は基本的にはしていないんです。

事業場がどんな事業場ですかということを決めて、その事業場が電気機械器具製造業の特定最低賃金に該当する業種の事業場ですと決めたら、その事業場は基本的に全部が特定最低賃金の該当になりますという大前提の下に、除外業務という先ほども言った片づけの業務だとか、清掃の業務だとか、入って6か月未満だとかという除外の方だけを除きますという形で、それ以外の方は全部入りますという形なんです。

ですから、基本的にはもう事業場が特定最低賃金だとなつたら、その人は全部入ります。

ただその中に、除外業務としては4つの業務が定めてございますよね、そこに該当する方だけは外していいですよという形で、ですから事務員さんなんかは全部入っているんです。そういうふうな考え方をしていただけたらと思います。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○平木委員 だから、その辺をきっちり見たところが、7, 672人という数字なんですか。

○松村給付調査官 はい、そうです。

○平木委員 それはその175事業所がきっちりそうやって申告できとるかなと思ったんです。

○松村給付調査官 それは、基本的にはしていただいているつもりでございます。

それからその175なりを出していただくときには、私どもも確認をいたしますし、それから基礎調査の段階では先ほど言いましたように、日本標準産業分類での電気機械器具製造業という形で出とりますので、その事業場が電機という形になっていても、さっきおっしゃったように全部手作業で特定最低賃金に該当する労働者が一切いないということになれば、その事業場は少なくとも地域別最低賃金の適用事業場になります。

そこは区別しないと分からないです。

基礎調査の精査をするときに、該当がありませんかということ全部電話をかけて確認をして、地域別最低賃金に該当するのであれば、そこは特定最低賃金の業種分類、我々がする最低賃金で使う業種分類から除外すべき人を外して、地域別最低賃金での集計をす

るという形の作業をやっているものでございます。

○岩井会長 よろしいでしょうか。

改めて基礎的なところの再学習といういうような状況になりましたが、今後の審議のためにも必要な議論だったと思います。

それでは、その他に入ります。事務局よりその他で何かございますか。

○西村賃金室長補佐 いえ、ございません。

○岩井会長 それでは、今日はなかなか有意義な時間を、議論が行われましたですけども、これで本日予定した議事は終了いたしました。特にまだ追加で御意見等ございますか。

では、本日の審議はこれで閉会したいと思います。どうも、御苦労さまでした。